### [無保証用]

## 建築工事監理業務委託契約書の条項

#### (総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、工事監理業務委託仕様書(別冊の仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「工事監理仕様書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を 契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完 了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第8条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは工事監理仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる 言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる 計量単位は、工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、 計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び工事監理仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第45条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、 申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。) は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

# (業務計画書の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に工事監理仕様書 に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければな らない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は工事監理仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### (権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡 し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならな い。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この 限りでない。
- 3 受注者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な 資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理 由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡につい て、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

#### (秘密の保持)

- 第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で 得られた設計図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。) を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。 (一括再委託等の禁止)
- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様 書において指定した部分を第三者に委任してはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、 あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、 発注者が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を委 任しようとするときは、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商 号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができ る。

## (調査職員)

- 第7条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注 者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、 同様とする。
- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの 契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が 必要と認めて調査職員に委任したもののほか、工事監理仕様 書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は 受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び工事監理仕様書の記載内容に関する受 注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行 内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担 させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の 内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部 を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注 者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、工事監理仕様書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

# (管理技術者)

- 第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、設計業務の技術上の管理技術者と同一の者であってはならない。
- 3 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統

- 轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限の うちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするも のがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通 知しなければならない。

### (管理技術者等に対する措置請求)

- 第9条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第 6条第2項の規定により受注者から業務を委任された者が その業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受 注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置 をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当 と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した 書面により、必要な措置をとるべきことを請求することがで きる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

## (履行報告)

- 第10条 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、こ の契約の履行について発注者に報告しなければならない。 (貸与品等)
- 第11条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、工事監理仕様書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の 完了、工事監理仕様書の変更等によって不用となった貸与品 等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき 損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定 した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又 は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

## (工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

- 第12条 受注者は、業務の内容が工事監理仕様書又は発注者の 指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない 場合において、調査職員がその履行を請求したときは、当該 請求に従わなければならない。この場合において、当該不適 合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき 事由によるときは、発注者は、必要があると認められるとき は、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損 害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (条件変更等)
- 第13条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当 する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、 その確認を請求しなければならない。
- (1) 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 工事監理仕様書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 工事監理仕様書の表示が明確でないこと
- (4) 履行上の制約等工事監理仕様書に示された自然的又は 人為的な履行条件が実際と相違すること
- (5) 工事監理仕様書に明示されていない履行条件について

- 予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自 ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会い の上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者 が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行う ことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、工事監理仕様書の訂正又は変更を行わなければならな
- 5 前項の規定により工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。(工事監理仕様書等の変更)
- 第14条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事監理仕様書又は業務に関する指示(以下本条及び第16条において「工事監理仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、工事監理仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (業務の中止)

- 第15条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内 容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させ ることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。(業務に係る受注者の提案)
- 第16条 受注者は、工事監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき工事監理仕様書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、工事監理仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により工事監理仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

## (適正な履行期間の設定)

- 第17条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。 (受注者の請求による履行期間の延長)
- 第18条 受注者は、その責に帰することができない事由により 履行期間内に業務を完了することができないときは、その理 由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請 求することができる。

# (発注者の請求による履行期間の短縮)

- 第19条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要 があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求すること ができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められる ときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼした ときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第20条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議 して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整 わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を 聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者 が履行期間の変更事由が生じた日(第18条の場合にあっては、 発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあ っては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協 議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第21条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を 聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者 が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開 始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定 め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした 場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用 の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第22条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害(次 条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、 受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(工事監理 仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補さ れた部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により 生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第23条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当 該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないとき は、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当るものとする。

(業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更)

- 第24条 発注者は、第12条から第16条まで、第19条、第22条又は第29条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を 聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発 注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担 すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知 しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に 通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第25条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に 通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下 「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたと きは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、

- 工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の 負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、 受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該 業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ち に履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合 においては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規 定を準用する。

(業務委託料の支払)

- 第26条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務 委託料の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を 受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければなら ない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間 内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検 査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約 定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場 合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、 約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において 満了したものとみなす。

(部分払)

- 第27条 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了 した部分(以下「既履行部分」という。)に相応する業務委 託料相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定める ところにより部分払を請求することができる。ただし、この 請求は、履行期間中契約書記載の回数を超えることができな
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、 当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14日以内に、受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定める ところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確 認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分 払を請求することができる。この場合においては、発注者は 当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなけ ればならない。
- 6 部分払金の額は次の式により算定する。この場合において 第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して 定める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以 内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知 する。

部分払金の額

≦第1項の業務委託料相当額× (9/10)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分 払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務 委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分 払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするも のとする。

(債務負担行為等に係る契約の特則)

第27条の2 債務負担行為等に係る契約において、各会計年度 における業務委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」と いう。)は次のとおりとする。

年度 円

年度 円 年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次の とおりとする。

 年度
 円

 年度
 円

 年度
 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1 項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

- 第27条の3 債務負担行為等に係る契約において、前会計年度 末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予 定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当 初に当該超過額(以下「履行高超過額」という。)について 部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外 の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる 時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
- 2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のと おりとする。

 年度
 回

 年度
 回

 年度
 回

(第三者による代理受領)

- 第28条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は 一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第26条又は第27条の規定に基づく支払をしなければならない。

(部分払金の不払に対する受注者の業務中止)

- 第29条 受注者は、発注者が第27条の規定に基づく支払を遅延 し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず 支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止するこ とができる。この場合においては、受注者は、その理由を明 示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければ ならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した 場合において、必要があると認められるときは、履行期間若 しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要と し、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を 負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

- 第30条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、当該債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第25条第2項又は 第27条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第25条第 4項又は第5項の規定により工事監理業務が完了した日か ら本件建築物の工事完成後2年以内に行わなければならな い。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により 生じた場合は、当該請求をできる期間は、工事監理業務完了 の日から10年とする。
- 4 発注者は、工事監理業務の完了の際に受注者のこの契約に 関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかか わらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行 の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、 受注者がその違反があることを知っていたときは、この限り でない。

5 第1項の規定は、受注者の契約違反が工事監理仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

- 第31条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条第3項、3 3条又は34条の規定によるほか、必要があるときは、この契約 を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合行為に対する措置)

- 第32条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約 及びこの契約に係る変更契約による業務委託料の10分の2 に相当する額を談合違約金として発注者に支払わなければ ならない。この契約による業務が完了した後においても、同 様とする。
  - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の 規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は 受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」 という。)に対して行われたときは、受注者等に対する 命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われて いないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した 場合における当該命令をいう。次号において「納付命令 又は排除措置命令」という。)において、この契約に関 し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反す る行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年 法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法 第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑 が確定したとき。
- 2 前項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に該当した とき、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する業 務委託料の10分の2に相当する額に加え、業務委託料の10分 の1に相当する額を談合違約金として支払わなければならな い。
- (1) 前項各号に規定する判決において、受注者が違反行為 の首謀者であると判示されているとき。
- (2) 前項各号に該当する内容で「伊勢市建設工事等資格(指 名)停止措置要領」により、資格(指名)停止を受け、 資格(指名)停止措置期間満了後10ヵ年を経過していな いとき。
- (3) 発注者の職員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の

6の罪に係る確定判決において、受注者が発注者の職員 に不正な働きかけを行った旨判示されているとき。

- 3 第1項に規定する場合においては、発注者は、この契約を 解除することができる。
- 4 前3項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を 妨げるものではない。

(発注者の催告による解除権)

- 第33条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の 記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由がなく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過 後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認めら れるとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第30条第1項の履行がなされないと き。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。 (発注者の催告によらない解除権)
- 第34条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、 直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を 当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の業務を完了させることができないことが明 らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又 は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達す ることができない場合において、受注者が履行をしない でその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第36条又は第37条の規定によらないでこの契約の解除 を申し出たとき。
- (10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成 員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次の 一に該当するものとして警察等関係行政機関からの通報 又は警察等関係行政機関に対する情報の確認により、契 約の相手方として不適当であると認められるとき。
  - ア 受注者又はその役員等(法人にあっては、非常勤を 含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類 する地位にある者及び経営に実質的に関与している 者をいう。法人格を有しない団体にあっては、代表者 及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあ っては、その者及びその者の支配人をいう。以下この

号において同じ。)が、下表に掲げる事項の一に該当 するとき。

イ 受注者が、下表に掲げる事項の一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人等 (下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再受託者以降の全ての受託者を含む。)並びに受注者、下請負人又は再受託者が契約等の履行に際して締結する全ての契約の相手方をいう。以下この号において同じ。)としていたとき。

また、受注者が下表に掲げる事項の一に該当する者 を下請負人等としていた場合に、発注者が、受注者に 対し、又は受注者を通じて下請負人等に対し、当該下 請人等との契約の解除を求め、受注者がこの求めに応 じなかったとき。

ウ 受注者が、資材販売等業者(契約等の履行に際して 使用する資材その他の物件を販売し、又は賃貸する者 をいう。以下この号において同じ。)又は廃棄物処理 等業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和4 5年法律第137号)第7条第12項に規定する一般廃棄物 収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、同法第14条第 12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃 棄物処分業者並びに同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産 業廃棄物処理業者をいう。以下この号において同じ。) が下表に掲げる事項の一に該当する者であることを 知りながら、当該資材販売等業者から資材その他の物 件を購入し、若しくは賃貸し、又は当該廃棄物処理等 業者が有する施設若しくは当該廃棄物処理等業者を 使用したとき。

また、受注者又は下請負人等が下表に掲げる事項の一に該当する資材販売等業者又は廃棄物処理等業者 (以下「資材業者等」という。)と契約を締結している場合に、発注者が、受注者に対し、又は受注者を通じて資材業者等に対し、当該資材業者等との契約の解除を求め、受注者がこの求めに応じなかったとき。

- エ 受注者又は下請負人等が、この契約の履行に際し、 暴力団等(暴力団、暴力団関係者(暴力団員のほか、 暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これ と関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力 的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者とし て、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察 等捜査機関が確認した者をいう。)又は暴力団若しく は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与 していると認められる法人等をいう。以下同じ。)に よる不当介入を受けたにもかかわらず、受注者が警察 への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼 を損なう行為があったと認められるとき。
  - 1 暴力団等と認められるとき。
  - 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、 又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等 の威力を利用したと認められるとき。
  - 3 暴力団等に対する資金等の供給、資材等の購入、 便宜の供与など積極的に暴力団の維持又は運営に 協力し、又は関与していると認められるとき。
  - 4 暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を 共にする(特定の場所で偶然出会った場合等を除 く。)など、暴力団等と密接な関係を有していると 認められるとき。
  - 5 暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団 等が開催するパーティその他の会合に招待される (特定の場所で偶然出会った場合等を除く。)など、 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有して いると認められるとき。
  - 6 暴力団等であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第35条 第33条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責に 帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の 規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第36条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第37条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第14条の規定により工事監理仕様書を変更したため 業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第15条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第38条 第36条又は前条各号に定める場合が受注者の責に帰す べき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定 による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

- 第39条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定 する発注者及び受注者の義務は消滅する。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完 了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受け る必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該 検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場 合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相 応する業務委託料(以下「既履行部分業務委託料」という。) を受注者に支払わなければならない。
- 3 既履行部分業務委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第40条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第32条第3項、第33条、第34条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第31条、第36条又は第37条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い 生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規 定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第41条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、 これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 債務不履行があるとき。
- (3) 第33条又は第34条の規定により業務の完了後にこの 契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号の一に該当する場合においては、前項の損害賠償 に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を

- 違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければな らない。
- (1) 第33条又は第34条の規定により業務の完了前にこの 契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、 又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務に ついて履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - 2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により 選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により 選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期限が到来した目における債権管理法施行令で定める率で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第42条 受注者は、発注者が次の各号の一に該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第36条又は第37条の規定によりこの契約が解除された とき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行を しないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第26条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、約定期間を経過した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(保 険)

第43条 受注者は、工事監理仕様書に基づき保険を付したとき 又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又 はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければなら ない。

(賠償金等の徴収)

- 第44条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期日を経過した日から業務委託料支払の日までの日数に応じ、当該業務委託料支払日における債権管理法施行令で定める率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき債権管理法施行令で定める率で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第45条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議 して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が 定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関 して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、民事調 停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停によりその解決 を図る。

- 2 発注者又は受注者は、前項に規定する調停の手続きを経た 後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について 民事訴訟法 (平成8年法律第109号) に基づく訴えの提起を することができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、 又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員 の職務の執行に関する紛争については第9条第2項の規定 により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定 により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者 が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過 した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項の調停の手 続きを請求することができない。

(暴力団等の不当介入に対する措置)

- 第46条 受注者は、契約の履行にあたり、暴力団等による不当 介入を受けたときは、所轄の警察に通報するとともに捜査上 必要な協力を行わなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定による通報を行ったときは、その旨を直ちに発注者に報告しなければならない。

(補 則)

第47条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

